令和3年度第11回五島市農業委員会総会会議議事録

開会日時	令和4年2月25日　午後1時30分							
閉会日時	令和4年2月25日　午後2時58分							
場　所	五島市役所新庁舎3階大会議室							
農業委員出席委員（16名）	1	南　忠明			3	山﨑　早苗	4	平田　光昭
	5	荒木　富男	6	今里　誠一			8	山本　実雄
	9	小林　善孝	10	古里　善秀	11	寺脇　八夫	12	長尾　五男
	13	上村　孝幸	14	角田　隆章	15	尾崎　初雄	16	本村　元
	17	寺坂　誠一			19	山田　勝久		
欠席委員（3名）	2	出口　幸博	7	中村　耕二	18	林　賢市		
推進委員出席委員（一名）								
欠席委員（一名）								
署名委員	11	寺脇　八夫	6	今里　誠一				
事務局	事務局長:田脇栄二　事務職員:阿野舞子、浜上研人							
	会計年度任用職員:井川勝博							
	分室　富　江　設楽　敦　玉之浦:谷合涼三　三井楽:野口作実　岐　宿:山田康弘							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 82 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 83 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 84 号	農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 85 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 86 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 87 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 88 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決
	議案第 89 号	農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について	可　　決

＝午後 1 時 30 分　開会＝

□事務局長

それでは、令和 3 年度第 11 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、2 番出口幸博委員、7 番中村耕二委員、18 番林賢市委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 16 名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

○議長

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和 3 年度第 11 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

はじめに、議案第 82 号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。議案第 82 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1 ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。それでは議案について説明します。2 ページから 4 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 6 筆、畑 20 筆、樹園地 1 筆で、面積は 18,096 平方メートルとなっております。

4月からの累計は、田 79 筆、畑 764 筆、樹園地 7 筆で合計面積は 445,166 平方メートルとなっております。以上です。

○議長

では質疑を行います。

質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第 82 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 82 号につきましては、すべて原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 83 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

それでは 5～6 ページをお開きください。

議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は賃借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

以上でございます。

○議長

それでは、議案第８３号の１番を審議します。
なお、議案第８３号の１番については、１番南忠明委員より農業委員会等に関する法律第３１条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－１番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
それでは 7 ページをお開きください。
議案第 83 号
1 番　権利：所有権移転　無償　贈与
所在：下大津町　畑 3 筆、合計 3,807 平方メートル
譲渡理由：体調を崩して農家ができなくなったので、弟に譲り渡す。
譲受理由：兄より贈与を受けて農業経営の規模拡大を図る。

2 月 16 日に大津・奈留地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上でございます。

○議長
では質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○議長
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長
挙手がないようですので、採決いたします。議案第 83 号 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第 83 号1番は許可されました。
1 番　南忠明委員の除斥を解き、出席を求めます。
－1 番出席－

○議長
つづきまして、議案第８３号の２番を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい。議長
次に、議案第 83 号 2 番
権利：所有権移転　有償　売買

所在：大荒町　畑2筆、合計 337 平方メートル
譲渡理由：遠隔地に居住し農業ができないため、相手方に譲り渡す。
譲受理由：譲受けて経営を拡大する。

2 月16 日に福江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上でございます。

○議長
質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
質疑はございませんか。
―挙手なし―　ありませんという声あり

○議長
挙手がないようですので、採決いたします。議案第８３号の２番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第８３号の２番は許可されました。

○議長
つづきまして、議案第８３号の３番を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい議長
議案第 83 号 3 番
権利：使用貸借権　設定期間は 5 年間
所在：富江町山下ほか　畑３筆、合計 6,033 平方メートル
貸付理由：借人の新規就農のため、農地の一部を使用させる。
借受理由：貸人より借り受けて、新規就農を始める。

2 月16 日に富江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
質疑はございませんか。
―挙手なし―　　ありませんという声あり

○議長

挙手がないようですので、採決いたします。議案第83号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって議案第83号の3番は許可されました。

○議長

つづきまして、議案第83号の4番を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい。議長

最後に議案第 83 号4番

権利:所有権移転　無償　贈与

所在:岐宿町中嶽　樹園地 2 筆　合計 5,667 平方メートル

譲渡理由:子供が営む「果樹園」用の圃場として譲り渡す。

譲受理由:将来の「果樹園」を見据えて、農地を譲り受ける。

2 月16 日に山内地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長

質疑はございませんか。

―挙手なし―

○議長

挙手がないようですので、採決いたします。議案第83号の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって議案第83号の4番は許可されました。

○議長

次に、議案第84号、「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。議案説明の前に農地法第 4 条及び第 5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。8 から 9 ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

以上です。

○議長

それでは、議案第84号の1番を審議します。

なお、議案第84号の1番については、1番南忠明委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－1番退席－

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい。議長

それでは、10 ページの議案第 84 号の1番をご説明いたします。

申請地は、昭和 47 年月日不詳に農地転用の許可を得ず父の留之が、自宅と農業用倉庫を建設しました。昭和 63 年 10 月に父の死亡により息子の西村孝文が相続し、令和 3 年 3 月に建替新築し、現在においても宅地として使用しています。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である土地であります。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

権利、所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も被害の発生の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に放流する計画となっております。以上です。

○議長

次に、本案に対する本山・大浜地区協議会の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長

本山地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第84号の1番について、当協議会は去る2月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第4条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で本山地区協議会の報告を終ります。(降壇)

○議長

本山・大浜地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わります。

議案第84号の1番に対する本山・大浜地区協議会の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

○議長

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第84号の1番は、許可相当と決しました。

1番　南忠明委員の除斥を解き、出席を求めます。

－1番出席－

○議長

つづきまして、議案第84号の2番を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい。議長

それでは、11ページの議案第84号の2番をご説明いたします。

権利、所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域外で都市計画区域内の第1種住居地域に用途設定された第3種農地であります。

申請地は、現状のまま利用し、境界周囲は擁壁を設置するので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。当該申請地の周囲は、宅地化が進んでおり近隣に耕作している農地は無く、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生はございません。以上です。

○議長

次に、本案に対する福江地区協議会の報告を求めます。

□福江地区協議会会長

福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第84号の2番について、当協議会は去る2月16日、現地調

査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第4条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。（降壇）

○議長

福江地区協議会の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わります。
議案第84号の2番に対する福江地区協議会の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

○議長

出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第84号の2番は、許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第85号、「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

12 から 13 ページの農地法第 5 条の参照文につきましては、農地法第 4 条で説明したとおりでございます。以上です。

○議長

それでは、議案第85号の1番を審議します。
なお、議案第85号の1番については、1番南忠明委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－1番退席－

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、14 ページの議案第 85 号の 1 番をご説明いたします。
申請地は、牟田和一郎氏から当該土地を借り受け、平成 3 年月日不詳に車庫を建設し使用しておりました。この度当該地の所有権移転登記をするために調査したところ農地であることが判明した次第です。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非

農地である土地でございます。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、住宅の用が連たんする市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地であります。

転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も被害の発生の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水についての発生はございません。以上でございます。

○議長

次に、本案に対する崎山地区協議会の報告を求めます。

□崎山地区協議会会長

崎山地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第85号の1番について、当協議会は去る2月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で崎山地区協議会の報告を終ります。

○議長

崎山地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わります。

議案第85号の 1 番に対する崎山地区協議会の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることにご賛成の方は挙手願います。

○議長

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第85号の 1 番は、許可相当と決しました。

1番　南忠明委員の除斥を解き、出席を求めます。

－1番出席－

○議長

つづきまして、議案第85号の2番を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい。議長

最後に、15 ページをご覧ください。議案第 85 号の 2 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりでございます。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。
おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。当該地は、現状のまま使用するので、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水についての発生はございません。以上です。

○議長
次に、本案に対する本山・大浜地区協議会の説明を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長
本山地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第85号の2番について、当協議会は去る2月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で本山地区協議会の報告を終ります。

○議長
本山・大浜地区協議会の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わります。
議案第85号の2番に対する本山・大浜地区協議会の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

○議長
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第85号の2番は、許可相当と決しました。

○議長
次に、議案第86号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい。議長
議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。16,17 ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必

要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

それでは、議案についてご説明いたします。18 ページをご覧ください。

1 番　　申請地　田 1 筆　1,616 平方メートル
　　更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。
2 番　　申請地　田 2 筆　　1,121 平方メートル
　　更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
3 番　　申請地　畑 1 筆　　1,993 平方メートル
　　更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
4 番　　申請地　畑 3 筆　　6,773 平方メートル
　　更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
5 番　　申請地　樹園地 1 筆　2,224 平方メートル
　　更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
6 番　　申請地　畑 1 筆　　5,131 平方メートル
　　新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
7 番 1　　申請地　田 8 筆　　11,323 平方メートル
7 番 2　　申請地　田 5 筆、畑 3 筆　　14,195 平方メートル
　以上、7 番 1，7 番 2 については、新規で、契約内容は、7 番 1 が賃貸借権、7 番 2 が使用貸借権となっております。
8 番 1　　申請地　畑 1 筆　　1,093 平方メートル
8 番 2　　申請地　畑 1 筆　　872 平方メートル
8 番 3　　申請地　畑 1 筆　　499 平方メートル
　以上、8 番 1 から 8 番 3 については、新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

9 番 1　　申請地　田 1 筆　　1,833 平方メートル
　　こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
9 番 2　　申請地　田 2 筆　　3,508 平方メートル
　以上、9 番 1，9 番 2 については、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転についてご説明いたします。

10 番　　申請地　畑 1 筆　　2,650 平方メートル
　　売買で、対価は 795,000 円となっております。
11 番　　申請地　畑 1 筆　　3,636 平方メートル
　　売買で、対価は 400,000 円となっております。
12 番　　申請地　田2筆　　1,249 平方メートル
　　売買で、対価は 2 筆合計 200,000 円となっております。

以上、申請番号 1 番～12 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第86号、貸借(たいしゃく)権設定の1番から9番2、所有権移転の10番から 12 番は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号の1番外15件は、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第87号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい。議長

参照条文につきましては、議案第 86 号で説明したとおりでございますので省略いたします。

1 番 1　申請地　畑 1 筆　1,239 平方メートル
1 番 2　申請地　畑 2 筆　2,495 平方メートル
1 番 3　申請地　畑 1 筆　3,771 平方メートル
1 番 4　申請地　畑 7 筆　5,737 平方メートル
1 番 5　申請地　畑 3 筆　2,112 平方メートル
1 番 6　申請地　田 1 筆　1,150 平方メートル
1 番 7　申請地　田 4 筆、畑 1 筆　8,191 平方メートル
1 番 8　申請地　田 1 筆　494 平方メートル
　こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 9　申請地　田 2 筆　1,786 平方メートル
　こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 10　申請地　田 1 筆　1,364 平方メートル
1 番 11　申請地　田 2 筆　3,062 平方メートル
1 番 12　申請地　田 1 筆　985 平方メートル
1 番 13　申請地　田 3 筆　1,829 平方メートル
1 番 14　申請地　田 2 筆　3,850 平方メートル
　こちらは共有持ち分の過半の同意となっております

以上、1 番各号の契約内容は、1 番 7、1 番 8、1 番 9、1 番 10、1 番 11、1 番 14

が使用貸借権、ほかは賃貸借権となっております。

1 番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑前にですね、25 ページをご覧ください。上の方の議案第 87 号農用地利用集積計画かっこ内の中間管理事業の農地が抜けてますので農地を入れてください。

質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第87号、貸借(たいしゃく)権設定の1番1から1番14は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号の1番1外13件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第88号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。31 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 87 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

以上です。

○議長

それでは、議案88号の1番を審議します。

なお、本案については、14番　角田隆章　委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－14番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは議案についてご説明いたします。 32 ページをご覧ください。

1 番　申請地　　田 2 筆　1,786 平方メートル
契約内容は使用貸借権となっております

以上、1 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、採決いたします。
議案88号、貸借(たいしゃく)権設定の1番については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第88号の1番については、原案のとおり可決されました。
14番　角田隆章　委員の除斥を解き、出席を求めます。
－14番出席－

○議長
続きまして、議案88号の2番以降を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
続きまして、2 番以降をご説明いたします。
2 番 1　　申請地　　畑 1 筆　　1,239 平方メートル
2 番 2　　申請地　　畑 2 筆　　2,495 平方メートル
2 番 3　　申請地　　畑 1 筆　　3,771 平方メートル
2 番 4　　申請地　　畑 7 筆　　5,737 平方メートル
以上、2 番 1 から 2 番 4 の契約内容は、賃貸借権となっております

3 番 1　　申請地　　畑 3 筆　　2,112 平方メートル
3 番 2　　申請地　　田 1 筆　　1,150 平方メートル
以上、3 番 1、3 番 2 の契約内容は、賃貸借権となっております

4 番　　申請地　　田 4 筆、畑 1 筆　8,191 平方メートル
契約内容は、使用貸借権となっております

5 番 1	申請地	田 6 筆	8,302 平方メートル
5 番 2	申請地	田 4 筆	4,267 平方メートル
5 番 3	申請地	田 5 筆	1,169 平方メートル
5 番 4	申請地	田 3 筆	4,179 平方メートル
5 番 5	申請地	田 2 筆	556 平方メートル
5 番 6	申請地	田 4 筆	2,985 平方メートル
5 番 7	申請地	田 3 筆	7,341 平方メートル
5 番 8	申請地	田 4 筆	4,367 平方メートル
5 番 9	申請地	田 3 筆	2,839 平方メートル
5 番 10	申請地	田 3 筆	2,806 平方メートル
5 番 11	申請地	田 4 筆	5,292 平方メートル
5 番 12	申請地	田 2 筆	1,327 平方メートル
5 番 13	申請地	田 1 筆	1,898 平方メートル
5 番 14	申請地	田 1 筆	862 平方メートル
5 番 15	申請地	田 10 筆	10,129 平方メートル
5 番 16	申請地	田 1 筆	1,189 平方メートル
5 番 17	申請地	田 1 筆	545 平方メートル
5 番 18	申請地	田 1 筆	872 平方メートル
5 番 19	申請地	田 1 筆	1,364 平方メートル
5 番 20	申請地	田 1 筆	1,321 平方メートル
5 番 21	申請地	田 3 筆	3,217 平方メートル
5 番 22	申請地	田 3 筆	1,829 平方メートル
5 番 23	申請地	田 4 筆	1,843 平方メートル
5 番 24	申請地	田 1 筆	1,235 平方メートル
5 番 25	申請地	田 8 筆	5,174 平方メートル

以上、5 番 1 から 5 番 25 の契約内容は、5 番 1、5 番 9、5 番 11、5 番 12、5 番 13、5 番 14、5 番 15、5 番 16、5 番 18、5 番 22、5 番 25 が賃貸借権、ほかは使用貸借権となっております。

6 番　　申請地　　田 1 筆　　494 平方メートル
契約内容は、使用貸借権となっております

以上、2 番 1 から 6 番までの配分計画案につきましては、適当であると考えます。
以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑のある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第88号、貸借(たいしゃく)権設定の2番1から6番については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号の2番1外32件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第89号「農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい議長。50ページをご覧ください。議案第 89 号　農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供についてです。

農業委員会は農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。となっております。

この表は、令和 3 年 1 月から 12 月までに締結された、農地法第 3 条及び農業経営基盤強化促進法により利用権設定した全データから抽出したものであります。また、承認いただければ後日、市のホームページ及び窓口で公表する予定であります。

なお、昨年の実績では、田の部ではデータ数 359 筆で平均が9，336円、畑の部ではデータ数 715 筆で平均が 3,772 円となっておりました。

昨年と比べて、田で平均 387 円、畑で平均 75 円のダウンとなっています。

○議長

質疑を行います。

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第89号は、原案のとおり可決とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

○議長（山田会長）

議題は以上で終了いたしました。

○議長（山田会長）

次に報告・協議事項に入ります。

始めに、ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班の報告を行います。

（各班とも報告終了）

□事務局　会議等報告・予定他について

(1) ながさき農業委員会1.1.1運動の各対策班報告について
(2) 会議等報告・予定について
(3) 認定農業者について
(4) その他

○議長

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和 3 年度第 11 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。
どうもお疲れさまでした。

＝午後　2 時 58 分　閉会＝